

まちなか絵本スポットの協力団体を募集

市は、子どもの読書活動を推進するため、市内の子どもが集まる場所に図書館で選んだ絵本セットを貸し出す「まちなか絵本スポット事業」の協力団体を募集します。

対象▼「まちなか絵本スポット事業」の趣旨と目的に賛同し協力を希望する、市内に事業や活動の拠点を設置している団体(事業者)などを設置している場所、30冊の絵本セット(幅36センチ×奥行き37センチ×高さ37センチの木箱)を設置できること申し込み▼まちなか絵本スポット協力団体等登録申請書に事業所の概要が分かる資料を添付し、直接または郵送で〒242-0016大和南1-8-1シリウス内市立図書館



申請書はこちら



※同申請書は市内の図書館で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※貸し出し期間は1年間(予定)です。絵本セットの数に限りがあるため、上限に達した場合は貸し出しできないことがあります。

シリウス内市立図書館 ☎(263)0211 FAX(263)0404

欠員に伴う市議会議員の繰上補充

今年4月23日執行の市議会議員選挙における当選人の辞職に伴い欠員が生じたため、公職選挙法の規定に基づき、7月27日に市選挙管理委員会により選挙会が開催されました。その結果、河内孝彰氏(39歳、自由ク

ラブ、1期)が繰上補充による当選人に決定されました。

市議会事務局総務係 ☎(260)5502 FAX(262)2421

また来てねクーポン券第2弾の取扱店舗を募集

市内の店舗での買い物などに利用できるクーポン券を市が作成。その取扱店舗を募集します。クーポン券は1店舗200枚(1枚500円)を提供。お店の集客にぜひご利用ください。取扱店舗募集期間▼9月1日(金)～11月30日(木) クーポン券利用期間▼10月1日(日)～12月31日(日)

対象▼市内で飲食、小売り、サービスなど顧客が来店する形態の店舗などを営む事業者(先着500店舗) 内容▼

- クーポン券を配布した店舗で次回以降の買い物などに利用可能

- クーポン券の配布方法(買い物などの有無や金額、配布枚数)や利用の条件は店舗ごとに設定
- 取扱店舗には、使用済みクーポン券の枚数に応じた金額(上限10万円)を市が補助

申し込み▼市のホームページ、または申込用紙に必要事項を記載し、直接または郵送で〒242-8601市役所産業活性化課へ。詳しくは市のホームページを「らんくください。」

市役所産業活性化課商業活性化係 ☎(260)5134 FAX(260)5138

親子農業見学会

親子で市内の農業見学と野菜の収穫体験をします。

とき▼10月28日(土)午後1時～4時

ところ▼市内の各農場(集合は桜ヶ丘駅東口ロータリー)

対象▼市内在住の小学生と保護者

定員▼10組(定員を超えた場合は抽選)

持ち物▼軍手、汚れてもよい服装

申し込み▼9月15日(金)(必着)までに、往復はがきに住所、氏名、年齢(学年)、電話番号を記載し、〒242-8601市役所農政課へ。

市役所農政課農政係 ☎(260)5132 FAX(260)6281

第13回・今年のテーマは「楽」 YAMATOイラストレーション デザインコンペの作品を募集

YAMATOイラストレーションデザインコンペは、全国の若者の発表活動を応援するとともに、大和をイラストあふれるまちに変えていくことを目的とした公募型のコンペです。市内在住のイラストレーター及川正通氏を審査委員長とし、入賞者が選ばれます。入賞者は、来年度以降に市が実施する事業のポスターやチラシなどを制作するイラストレーターとして起用します。

応募規定▼国内在住の15歳以上40歳未満(今年4月1日時点)のアマチュアによる作品/1人組/3作品まで。オリジナルで未発表の平



入賞者の活用実績



及川氏のイラスト入りの応募要項

面作品に限る/用紙サイズはA4判(縦横使い・画材ともに自由)

応募方法▼12月12日(火)(消印)までに作品と応募用紙を直接または郵送で〒242-8601市役所文化振興課へ。応募用紙と応募要項は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。電話、ファクスでの請求も可。 ※詳しくは応募要項を「らんくください。」

市役所文化振興課文化振興係 ☎(260)5222 FAX(263)2080

9月1日は「防災の日」 広域避難場所、一時避難場所の確認を

今年、大正12年9月1日に発生した関東大震災から100年の節目に当たります。この震災で被害を受けた住戸は総計約37万棟に上り、死者・行方不明者は約10万5000人に及びました。

こうした大地震が、いつまた起きるか分かりません。事前に一時避難場所や広域避難場所の位置を確認するなど、避難行動を想定し、災害に備えましょう。

一時避難場所 被害を避けるために一時的に避難する場所です。自主防災会ごとに指定されています。詳しい避難場所は市のホームページから確認できます。

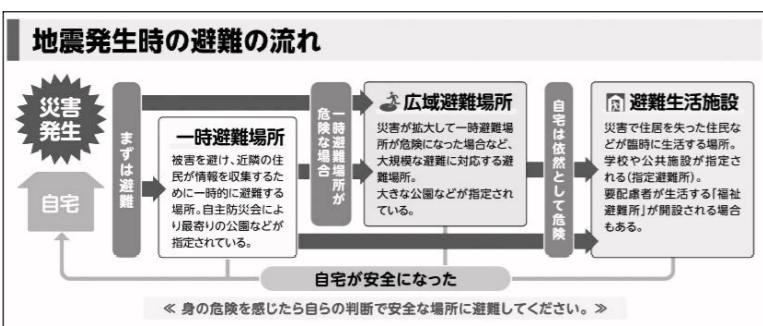
広域避難場所 災害の拡大により、一時避難場所が危険になった場合など、大規模な避難に対応する避難場所です。火災による炎や輻射熱、煙に冒されることなく安全を確保できる一定の基準

今年、大正12年9月1日に発生した関東大震災から100年の節目に当たります。この震災で被害を受けた住戸は総計約37万棟に上り、死者・行方不明者は約10万5000人に及びました。

こうした大地震が、いつまた起きるか分かりません。事前に一時避難場所や広域避難場所の位置を確認するなど、避難行動を想定し、災害に備えましょう。

を満たした空地で、県の定める基準により市が指定しています。

※自宅や一時避難場所などが危険な場合は直接広域避難場所に避難するなど、自らの判断で安全な場所に避難してください。



市で配布の防災マップには地震発生時の避難の流れを掲載

広域避難場所 広域避難場所現地案内板

市の指定避難所

市役所危機管理課防災管理係 ☎(260)5777 FAX(261)4592